

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第1条 博物館の登録に関する規則(昭和27年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までの規定中「印」を削る。

(公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和29年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の<u>支給定日に支給する。</u></p> <p>第25条 宿日直手当は、その月分を翌月の給料の<u>支給定日に支給する。ただし、その日において支給できないときはその日後においても支給することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(特殊勤務手当の支給)</p> <p>第21条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第5項の特殊勤務手当は、特殊勤務記録簿(別表第3)により、給与期間によって計算し、各給与期間の特殊勤務手当は、次の給与期間の給料の<u>支給定日までに支給する。</u></p> <p>第25条 宿日直手当は、その月分を翌月の給料の<u>支給日までに支給する。ただし、その日までに支給できないときはその日以後においても支給することができる。</u></p> <p>2 略</p>

別表第2 (第14条関係)

扶 養 親 族 届

殿
公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

証明書 通添付 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅										年 月 日提出 所 属 コ ー ド 職 員 番 号	
氏 名 続柄 年齢 生年月日 同居別居の別 年 収 額 届出事実の発生日 届 出 事 由										扶 配 偶 者 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 心身に著しい障害がある者 人	
現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続柄 年齢 生年月日 【記入上の注意】 1 「年取額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 2 「届出事由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 3 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍簿（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 5 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。										加 算 対 象 と な る 子 の 数 人 支給の始期、終期 年 月 日 上記のとおり認定する。	
職員である配偶者の扶養手当受給状況 所属名 氏名 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続柄 年齢 生年月日										決 裁	

別表第2 (第14条関係)

扶 養 親 族 届

殿
公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

証明書 通添付 <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅										年 月 日提出 所 属 コ ー ド 職 員 番 号	
氏 名 続柄 年齢 生年月日 同居別居の別 年 収 額 異動年月日 異 動 理 由										扶 配 偶 者 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 人 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 人 60歳以上の父母・祖父母 人 心身に著しい障害がある者 人	
現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続柄 年齢 生年月日 【記入上の注意】 1 「主たる届出事由」欄には、主な届出事由によって該当の□欄にシ印を付する。 2 「年取額」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。 3 「異動理由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離職、就職等その具体的理由を記入する。 4 「職員である配偶者の扶養手当受給状況」欄には、職員である配偶者が扶養手当を受給している場合にその状況を記入する。 5 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの（戸籍簿（抄）本、扶養証明書等）とし、任命権者は、実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。 6 受理年月日及び太線枠内は、認定者において記入する。 7 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。										加 算 対 象 と な る 子 の 数 人 異動日付(支給の始期、終期等) 年 月 日 上記のとおり認定する。	
職員である配偶者の扶養手当受給状況 所属名 氏名 現在手当支給の対象となっている親族 氏 名 続柄 年齢 生年月日										決 裁	

別表第3中「所属長印」を「所属長の確認」に改め、「㊟」を削る。

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式まで、第10号様式及び第11号様式の規定中「㊟」を削る。

第12号様式中「㊟」を削り、備考2を次のように改める。

2 入学を許可された者、保護者(連帯保証人)及び保証人の氏名は、自署すること。

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第1号様式)により、その通勤の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。<u>当該届出をした職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第3条 職員は、新たに条例第22条の3第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(第1号様式)により、その通勤の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。<u>同項の職員の住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。</u></p>

様とする。

2・3 略

- 4 前2項の規定により届出をした職員は、条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合には、第2項の特別急行列車等利用届により、速やかに任命権者に届け出なければならない。ただし、勤務学校を異にする異動による場合であって任命権者が認めるときは、この限りでない。

(支給の始期及び終期)

第17条 略

2 略

- 3 条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当の支給は、職員に新たに条例第22条の3第3項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は第3条第3項の規定による届出がされた場合においては同条第2項又は第3項の規定による届出がされた日(当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは、同日)から開始し、当該通勤手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、当該通勤手当の支給を受けている職員が条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の前日、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間が満了した場合においてはその満了した日をもって終わる。

4 略

(返納)

第17条の2 略

2 略

3 略

(1) 略

- ア 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当(その支給単位期間が第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。イにおいて同じ。)(当該定期券の価額(特別料

2・3 略

- 4 前2項の規定により届出をした職員は、条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合には、第2項の特別急行列車等利用届により、速やかに任命権者に届け出なければならない。

(支給の始期及び終期)

第17条 略

2 略

- 3 条例第22条の3第3項第1号及び第2号に掲げる通勤手当の支給は、職員に新たに条例第22条の3第3項の職員たる要件が具備されるに至った場合又は第3条第3項の規定による届出がされた場合においては同条第2項又は第3項の規定による届出がされた日(当該届出がこれに係る事実の生じた日から15日以内にされたときは、同日)から開始し、当該通勤手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日の前日、当該通勤手当の支給を受けている職員が条例第22条の3第3項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の前日、第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間が満了した場合においてはその満了した日をもって終わる。

4 略

(返納)

第17条の2 略

2 略

- 3 第1項の規定により職員に条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当について返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 第1項第1号及び第2号に掲げる場合 次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当(その支給単位期間が第3条第2項又は第3項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。イにおいて同じ。)(当該定期券の価額(特別料

金等の額に相当する額に限る。)を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額(特別通勤困難職員にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。)が2万円以下であった場合に限る。) 当該定期券の特別料金等の払戻しを、事実発生日等(第1項第1号の場合にあっては離職し、若しくは死亡した日又は条例第22条の3第1項の職員たる要件を欠くに至った日の前日、第1項第2号の場合にあっては同号に掲げる事由が生じた日の前日をいう。以下この号において同じ。)にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当する額) (イにおいて「払戻金2分の1相当額等」という。)

イ 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当(アに掲げる通勤手当を除く。) 支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給単位期間の初日から事実発生日等までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金2分の1相当額等のいずれか低い額

ウ 略

(2) 略

金等の額に相当する額に限る。)を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の2分の1に相当する額(特別通勤困難職員にあっては、当該除して得た額に相当する額。次号アにおいて同じ。)が2万円以下であった場合に限る。) 当該定期券の特別料金等の払戻しを、第1項第1号又は第2号に掲げる事由が生じた日の前日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(特別通勤困難職員にあっては、当該得られる額に相当する額) (イにおいて「払戻金2分の1相当額等」という。)

イ 条例第22条の3第3項第1号に掲げる通勤手当(アに掲げる通勤手当を除く。) 支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給単位期間の初日から第1項第1号若しくは第2号に掲げる事由が生じた日の前日までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金2分の1相当額等のいずれか低い額

ウ 略

(2) 略

第1号様式 (第3条関係)

通 勤 届

通勤手当に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 年 月 日受理

届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更		左記事実発生年月日 年 月 日	所 属 所在地 職氏名	所 属 コード 職 員 番 号	支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> JR四国等(バスを除く)利用 <input type="checkbox"/> 電車(地下鉄等を含む)利用 <input type="checkbox"/> バス利用 <input type="checkbox"/> 船舶・有料の道路利用 <input type="checkbox"/> 自転車利用 <input type="checkbox"/> オートバイ利用 <input type="checkbox"/> 自動車利用	定期券のAの運賃 月数等 円 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	支給月(○印を付す) と毎月の場合は省略 円 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	乗車券等 左欄の乗車券等の額	備 考
順 通勤方法の別	区 間	距 離 km	所要時間 分	乗車券等 左欄の乗車券等の額	備 考				
1	住居から()まで 経由	・	・	円					
2	から()まで	・	・	円					
3	から()まで	・	・	円					
4	から()まで	・	・	円					
5	から()まで	・	・	円					
合 計				円					
【記入上の注意】 1 「届出事由」欄中「通勤経路の変更」又は「通勤方法の変更」には勤務学校の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「運賃等の負担額の変更」には勤務経路の変更(交代制勤務から普通通勤等への変更等)による負担額の変更を含む。 2 この届けには、通常行っている通勤の実情を記入し、例外的な方法は記入しないこと。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、電車、バス(○線)等の別を記入すること。 4 「乗車券等の種類」欄には、○毎月定期券、○〇枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入すること。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、○毎月定期券の額、○〇枚つづり回数券等に相当する額(特別料金等相当額を除く)を記入すること。 6 「備考」欄には、定期券の通用期間の開始日、定期券を持たない場合はその理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。 7 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 8 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に經由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入すること。 9 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。									
支給の始期、終期等		(西暦4桁) 年 月 日							
返納対象支給基準日		(西暦4桁) 年 月 日		返納事由					
返納事由		(西暦4桁) 年 月 日		返納額		円			
上記のとおり決定する。									
決 裁									

第1号様式 (第3条関係)

通 勤 届

通勤手当に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 年 月 日受理

届出事由 <input type="checkbox"/> 新規(異動の場合を含む) <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 通勤経路の変更 <input type="checkbox"/> 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 運賃等の負担額の変更		左記事実発生年月日 年 月 日	所 属 所在地 職氏名	所 属 コード 職 員 番 号	支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> JR四国等(バスを除く)利用 <input type="checkbox"/> 電車(地下鉄等を含む)利用 <input type="checkbox"/> バス利用 <input type="checkbox"/> 船舶・有料の道路利用 <input type="checkbox"/> 自転車利用 <input type="checkbox"/> オートバイ利用 <input type="checkbox"/> 自動車利用	定期券のAの運賃 月数等 円 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	支給月(○印を付す) と毎月の場合は省略 円 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	乗車券等 左欄の乗車券等の額	備 考
順 通勤方法の別	区 間	距 離 km	所要時間 分	乗車券等 左欄の乗車券等の額	備 考				
1	住居から()まで 経由	・	・	円					
2	から()まで	・	・	円					
3	から()まで	・	・	円					
4	から()まで	・	・	円					
5	から()まで	・	・	円					
合 計				円					
【記入上の注意】 1 この届けには、通常行っている通勤の実情を記入し、例外的な方法は記入しないこと。 2 「届出事由」欄には、該当する□に○印を付すこと。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、電車、バス(○線)等の別を記入すること。 4 「乗車券等の種類」欄には、○毎月定期券、○〇枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入すること。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、○毎月定期券の額、○〇枚つづり回数券等に相当する額(特別料金等相当額を除く)を記入すること。 6 「備考」欄には、定期券の通用期間の開始日、定期券を持たない場合はその理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入すること。 7 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 8 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に經由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入すること。 9 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。 10 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。 11 任命書が必要ないと認められた場合は、「通勤経路の略図」欄への記入を省略することができる。									
支給の始期、終期等		(西暦4桁) 年 月 日							
返納対象支給基準日		(西暦4桁) 年 月 日		返納事由					
返納事由		(西暦4桁) 年 月 日		返納額		円			
上記のとおり決定する。									
決 裁									

第2号様式(第3条関係)

特別急行列車等利用届

通動手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

※届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 利用廃止		※左記事実発生年月日 年 月 日 年 月 日提出	※所 属 所 在 地 ※職 氏 名 住 所	(記入上の注意) 1 この届けに係る定期券の通用期間満了後、引き続き通用区間及び通用期間の月数が同一の特別急行列車用定期券を利用する場合は、「届出事由」欄の継続に係る口にレ印を付し、※印の欄(A欄)については、当該定期券による通勤の経路に限る。)を記入すること。 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)、特急列車(〇〇線)等の別を記入すること。 3 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 4 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に経由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入し、「乗車券等の種類」欄及び「左欄の乗車券等の額」欄は記入しないこと。 5 「乗車券等の種類」欄には、〇箇月定期券、乗車券の別を記入し、乗車券等の種類が定期券である場合は、「備考」欄に当該定期券の通用期間の開始日を記入すること。 6 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の額(特別料金等相当額)に限る。)を記入すること。 7 受理年月日及び太歳枠内は、決定者において記入する。			
※A 特別急行列車等を利用する場合の通勤の経路及び方法等							
順路	通勤方法別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1		住居から(經由)まで	km	時間 分		円	
2		から()まで				円	
3		から()まで				円	
4		から()まで				円	
5		から()まで				円	
合 計						円	
B 特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等				定期券の月数	定期券の額	円	
順路	通勤方法別	区 間	距 離	所要時間	備 考	支給の始期・終期等 (西暦4桁) 年 月 日	
1		住居から(經由)まで	km	時間 分		手 当 額 の 区 分 半 額 全 額	
2		から()まで				返 納 返 納 対 象 支 給 基 準 日 (西暦4桁) 年 月 日	
3		から()まで				返 納 返 納 額 (確定支給額) (円 円)	
4		から()まで				上記のとおり決定する。	
5		から()まで				決 裁	
合 計							

第2号様式(第3条関係)

特別急行列車等利用届

通動手当に関する規則第3条第2項、第3項又は第4項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理

所属長印 所 在 地		※左記事実発生年月日 年 月 日 年 月 日提出	※所 属 所 在 地 ※職 氏 名 住 所	通勤経路の略図 (Aの場合の経路を赤線で、Bの場合の経路を青線で記入すること。) (記入上の注意) 1 「届出事由」欄には、該当する口にレ印を付すこと。 2 この届けに係る定期券の通用期間満了後、引き続き通用区間及び通用期間の月数が同一の特別急行列車用定期券を利用する場合は、「届出事由」欄の継続に係る口にレ印を付し、※印の欄(A欄)については、当該定期券による通勤の経路に限る。)を記入すること。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の経路に従い、徒歩、自動車、電車(〇〇線)、特急列車(〇〇線)等の別を記入すること。 4 往路と帰路とが異なる場合は、両者を区分して記入し、「備考」欄にその理由を記入すること。 5 有料の道路を利用する場合は、「区間」欄に経由する有料の道路の名称を記入し、「備考」欄に「有料道路」と記入し、「乗車券等の種類」欄及び「左欄の乗車券等の額」欄は記入しないこと。 6 「乗車券等の種類」欄には、〇箇月定期券、乗車券の別を記入し、乗車券等の種類が定期券である場合は、「備考」欄に当該定期券の通用期間の開始日を記入すること。 7 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券の額(特別料金等相当額)に限る。)を記入すること。 8 受理年月日及び太歳枠内は、決定者において記入する。 9 氏名の記載を省略で行う場合は、押印を省略することができる。 10 任命権者が必要ないと認めた場合は、「通勤経路の略図」欄への記入を省略することができる。				
※A 特別急行列車等を利用する場合の通勤の経路及び方法等								
順路	通勤方法別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考	
1		住居から(經由)まで	km	時間 分		円		
2		から()まで				円		
3		から()まで				円		
4		から()まで				円		
5		から()まで				円		
合 計						円		
B 特別急行列車等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等					定期券の月数	定期券の額	円	
順路	通勤方法別	区 間	距 離	所要時間	備 考	異 動 日 付 (西暦4桁) 年 月 日		
1		住居から(經由)まで	km	時間 分		手 当 額 の 区 分 半 額 全 額		
2		から()まで				返 納 返 納 対 象 支 給 基 準 日 (西暦4桁) 年 月 日		
3		から()まで				返 納 返 納 額 (確定支給額) (円 円)		
4		から()まで				上記のとおり決定する。		
5		から()まで				決 裁		
合 計								

第3号様式中「㊟」及び「記入上の注意」7を削る。

(社会教育主事資格認定に関する規則の一部改正)

第5条 社会教育主事資格認定に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注を削る。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第6条 教育職員免許状に関する規則(昭和35年香川県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第20条の表の左欄中「学級編成及び教科担任一覧表」を「学級編制及び教科担任一覧表」に改める。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」及び記載注意を削る。

第4号様式及び第4号様式の2中「㊟」を削る。

第5号様式中「㊟」及び記載注意を削る。

第7号様式及び第8号様式中「印」を削る。

第9号様式及び第10号様式中「㊟」を削る。

第11号様式及び第13号様式中「㊟」及び記載注意を削る。

第15号様式中「㊟」を削る。

第16号様式及び第17号様式中「㊟」及び記載注意を削る。

第18号様式中「㊟」を削る。

第19号様式中「㊦」及び「㊧」を削る。

第20号様式中「学級編成及び教科担任一覧表」を「学級編制及び教科担任一覧表」に改め、「㊦」を削る。

第21号様式中「㊧」を削る。

第23号様式から第30号様式までの規定中「㊧」及び記載注意を削る。

(県立学校学則の一部改正)

第7条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊧」及び(注)1を削り、(注)2を(注)とする。

(香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第8条 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例施行規則(昭和49年香川県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊧」及び(注)を削る。

第2号様式中 「決定番号 第 号 氏名 ㊧」を 「決定番号 第 号 氏名」に改め、(注)2の次に次の1項を加える。

3 貸付けを受けた者が修学資金借用証書を提出していない場合は、新連帯保証人の押印は不要とする。

第6号様式及び第9号様式中「㊧」及び(注)を削る。

第11号様式中 「決定番号 第 号 住所 氏名 ㊧」を 「決定番号 第 号 住所 氏名」に改める。

第12号様式中 「決定番号 第 号 住所 氏名 ㊧」を 「決定番号 第 号 住所 氏名」に、(注)2中「貸付けを受けた者及び連帯保証人」を「連帯保証人」に改める。

第13号様式中 「決定番号 第 号 住所 氏名 ㊧」を 「決定番号 第 号 住所 氏名」に改める。

第14号様式中「㊧」及び(注)を削る。

第20号様式中「㊧」及び(注)2を削り、(注)1を(注)とする。

(住居手当に関する規則の一部改正)

第9条 住居手当に関する規則(昭和49年香川県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

第1号様式 (第5条関係)

殿 住 居 届 (職員居住用)

住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。 年 月 日受理

届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居(新規又は支給要件の喪失に該当する場合を除く) <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 00		左記事実の発生日 年 月 日		年 月 日提出	
		契約書等 証明書類 通添付		所属 職員番号	
住宅の種別		住宅の所在地		住宅への入居日 年 月 日	
支給要件の具備及び変更		借家 11		契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで	
		借間 12		住宅の所有者 続柄 住所	
間 下宿		住宅の賃主		住宅の所有者 続柄 住所	
		住宅の名義上の借主		住宅の賃主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる(氏名 続柄) <input type="checkbox"/> いない	
月額 (年 月 日から) 円		左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。		家賃又は家賃相当額	
[記入上の注意]		支給の始期 年 月 日		終期等	
1 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにL印を付するものとする。		上記のとおり決定する。		異動日付(支給の始期、終期等) 年 月 日	
2 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。		決裁		上記のとおり決定する。	
3 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。				決裁	

第1号様式 (第5条関係)

殿 住 居 届 (職員居住用)

住居手当に関する規則第5条の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。 年 月 日受理

主たる届出事由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更(更新を含む。) <input type="checkbox"/> 家賃額の改定 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 00		左記事実の発生日 年 月 日		年 月 日提出	
		契約書等 証明書類 通添付		所属 氏名及び所属コード 氏名及び職員番号	
住宅の種別		住宅の所在地		住宅への入居日 年 月 日	
支給要件の具備及び変更		借家 11		契約年月日 年 月 日 契約期間 年 月 日から 年 月 日まで	
		借間 12		住宅の所有者 続柄 住所	
間 下宿		住宅の賃主		住宅の所有者 続柄 住所	
		住宅の名義上の借主		住宅の賃主 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族(氏名) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる(氏名 続柄) <input type="checkbox"/> いない	
月額 (年 月 日から) 円		左記家賃等には <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 <input type="checkbox"/> 居住に関する支払額に食費等が含まれている。		家賃又は家賃相当額	
[記入上の注意]		支給の始期 年 月 日		終期等	
1 「主たる届出事由」欄には、住居届の主な理由の一つについてL印を付するものとする。		上記のとおり決定する。		異動日付(支給の始期、終期等) 年 月 日	
2 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにL印を付するものとする。		決裁		上記のとおり決定する。	
3 「支給要件の喪失」及び「住宅の種別」の欄には、該当事項の数字を○で囲むものとする。				決裁	
4 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入するものとする。					
5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。					

第1号様式 (第3条関係)

高 速 艇 利 用 届

殿

年 月 日受理

高速艇に係る通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき届け出ます。			
届 出 事 由	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 利用廃止
事実発生年月日	年 月 日		
届 出 年 月 日	年 月 日		
所 属			
所 在 地			
職 氏 名			
住 所			
乗船券の種類	左 欄 の 乗船券の額	円	
備 考			

高 速 艇 用 定期券の月数	左欄の定期 券の額	円	
支 給 の 始期、終期等	(西暦4桁)	年 月 日	
返 納 対 象 支給基準日	(西暦4桁)	年 月 日	
返 納 額	(確定支給額)	円 (円)	
上 記 の と お り 決 定 す る。			
決 裁			

〔記入上の注意〕

- この届けに係る定期券の通用期間満了後、引き続いて通用期間の月数が同一の高速艇用定期券を利用する場合は、「届出事由」欄の継続に係る□に△印を付すこと。この場合には、「所在地」欄及び「住所」欄への記入を要しない。
- 「乗船券の種類」欄には、○箇月定期券、○箇月ミックス定期券、乗船券、○○枚つづり回数券等の別を記入すること。
- 乗船券の種類が定期券である場合は、「左欄の乗船券の額」欄には当該定期券の額（特別料金等相当額に限る。）を、「備考」欄には当該定期券の通用期間の開始日を記入すること。
- 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。

第1号様式 (第3条関係)

高 速 艇 利 用 届

殿

年 月 日受理

所属長			
高速艇に係る通勤手当に関する規則第3条の規定に基づき届け出ます。			
届 出 事 由	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 利用廃止
事実発生年月日	年 月 日		
届 出 年 月 日	年 月 日		
所 属			
所 在 地			
職 氏 名			
住 所			
乗船券の種類	左 欄 の 乗船券の額	円	
備 考			

高 速 艇 用 定期券の月数	左欄の定期 券の額	円	
異 動 日 付	(西暦4桁)	年 月 日	
返 納 対 象 支給基準日	(西暦4桁)	年 月 日	
返 納 額	(確定支給額)	円 (円)	
上 記 の と お り 決 定 す る。			

〔記入上の注意〕

- 「届出事由」欄には、該当する□に△印を付すこと。
- この届けに係る定期券の通用期間満了後、引き続いて通用期間の月数が同一の高速艇用定期券を利用する場合は、「届出事由」欄の継続に係る□に△印を付すこと。この場合には、「所在地」欄及び「住所」欄への記入を要しない。
- 「乗船券の種類」欄には、○箇月定期券、○箇月ミックス定期券、乗船券、○○枚つづり回数券等の別を記入すること。
- 乗船券の種類が定期券である場合は、「左欄の乗船券の額」欄には当該定期券の額（特別料金等相当額に限る。）を、「備考」欄には当該定期券の通用期間の開始日を記入すること。
- 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。
- 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第2号様式中「㊟」及び〔記入上の注意〕8を削る。

(旧香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第11条 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則（平成18年香川県教育委員会規則第22号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（昭和57年香川県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第8号様式及び第9号様式中「㊟」及び注意3を削る。

第10号様式中「㊟」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

第11号様式、第15号様式及び第16号様式中「㊟」及び注意を削る。

(技能教育施設の指定等の手続に関する規則の一部改正)

第12条 技能教育施設の指定等の手続に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第13条 単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>別記様式（第7条関係）</p> <p>単身赴任届</p> <p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）</p> <p>年 月 日受理</p>		<p>別記様式（第7条関係）</p> <p>単身赴任届</p> <p>単身赴任手当に関する規則第7条の規定に基づき、次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。（住民票の写し等証明書類 通添付）</p> <p>年 月 日受理</p>	
<p>届出事由</p> <p><input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 異動 <input type="checkbox"/> 転居（<input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>配偶者） <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>左記事実発生日</p> <p>年 月 日</p>	<p>所 属</p> <p>所在地</p>	<p>所 属 コー ド</p> <p>職 員 番 号</p>
<p>異動直前の居住状況等 （届出事由が「新規」以外の場合は記入不要）</p> <p>本人の住居</p> <p>同 居 者</p>	<p>異動の発令年月日</p> <p>年 月 日</p>	<p>配偶者</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子（生年月日） <input type="checkbox"/> 子（生年月日）</p>	<p>届出の区分</p> <p>1 新規 2 変更 3 廃止</p>
<p>現在の居住状況等</p> <p>本人の住居</p> <p>おける同居者</p> <p>配偶者の住居</p> <p>異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法</p> <p>配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法</p> <p>配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法</p>	<p>配偶者と別居した年月日</p> <p>年 月 日</p>	<p>配偶者と同居する事情</p> <p><input type="checkbox"/> 配偶者が引き続き就業 <input type="checkbox"/> 配偶者が自宅を管理 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>認定の区分</p> <p>別紙の(3)の距離</p> <p>km</p> <p>上記のとおり決定する。</p> <p>決 裁</p>
<p>〔記入上の注意〕</p> <p>1 「届出事由」欄中「異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に学校を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合又はその者の配偶者が住居を移転した場合の当該転居をいう。</p> <p>2 「配偶者のない者」については、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。</p> <p>3 「異動直前の居住状況等」及び「現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった異動等をいう。</p> <p>4 勤務する学校が移転した者については、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。</p> <p>5 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の赴任等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。</p> <p>6 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。</p> <p>7 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。</p>	<p>〔記入上の注意〕</p> <p>1 「届出事由」欄には、該当する事由の□に㊟を付し（新規の場合は事由の「新規」のみに㊟を付する。）、事由の「その他」に該当する場合は内容を（ ）内に記入する。</p> <p>2 「届出の事由」欄中「異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に学校を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合又はその者の配偶者が住居を移転した場合の当該転居をいう。</p> <p>3 「配偶者のない者」については、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。</p> <p>4 届出の事由の「新規」以外に該当する場合には、「異動直前の居住状況等」は、記入を要しない。</p> <p>5 「異動直前の居住状況等」及び「現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となった異動等をいう。</p> <p>6 勤務する学校が移転した者については、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。</p> <p>7 国家公務員、職員以外の地方公務員等から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の赴任等に関する条例第2条第1項の規定による派遣若しくは職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した者については、「異動」とあるのを「適用」又は「復帰」と読み替えて記入する。</p> <p>8 異動に伴い配偶者と別居した場合、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは、「配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法」欄は記入を要しない。</p> <p>9 異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後配偶者と別居した場合は、「異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法」欄は記入を要しない。</p> <p>10 別居後に配偶者を欠くこととなった場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。</p> <p>11 受理年月日及び太線枠内は、決定者において記入する。</p> <p>12 氏名の記載を省略する場合は、押印を省略することができる。</p>		

別紙

- (1) 異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法
(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住 居 から (経由) まで	km
2		から () まで	.
3		から () まで	.
4		から () まで	.
5		から () まで	.
合 計			.

- (2) 配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法
(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住 居 から (経由) まで	km
2		から () まで	.
3		から () まで	.
4		から () まで	.
5		から () まで	.
合 計			.

- (3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法

順路	通勤方法の別	区 間	距 離
1		住 居 から (経由) まで	km
2		から () まで	.
3		から () まで	.
4		から () まで	.
5		から () まで	.
合 計			.

(記入上の注意)

- 通常の通勤(交通)経路及び通勤(交通)方法(徒歩及び交通機関(航空機を除く。))によるものに限る。)により記入する。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤(交通)の順序に従い、徒歩、○●線等の別を記入する。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第14条 管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「支給日までに」を「支給日に」に、「その日までに」を「その日において」に改める。

(聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第15条 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成6年香川県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「記載し、かつ、主宰者が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第14条第3項中「作成し、かつ、これに記名押印しなければ」を「作成しなければ」に改める。

第1号様式から第6号様式までの規定中「㊟」及び注を削る。

(災害派遣手当等に関する規則の一部改正)

第16条 災害派遣手当等に関する規則(平成8年香川県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「支給日までに」を「支給日に」に改める。

(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第17条 香川県情報公開条例施行規則(平成12年香川県教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

第5号様式から第9号様式まで及び第11号様式の規定中「㊟」を削る。

(香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第18条 香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則(平成14年香川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」及び注2を削り、注1を注とする。

別紙

- (1) 異動直前の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	通勤経路の略図(経路朱線)
1		住 居 から (経由) まで	km	
2		から () まで	.	
3		から () まで	.	
4		から () まで	.	
5		から () まで	.	
合 計			.	

- (2) 配偶者の住居から勤務学校までの通勤経路及び通勤方法

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	通勤経路の略図(経路朱線)
1		住 居 から (経由) まで	km	
2		から () まで	.	
3		から () まで	.	
4		から () まで	.	
5		から () まで	.	
合 計			.	

- (3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び交通方法

順路	交通方法の別	区 間	距 離	交通経路の略図(経路朱線)
1		住 居 から (経由) まで	km	
2		から () まで	.	
3		から () まで	.	
4		から () まで	.	
5		から () まで	.	
合 計			.	

(記入上の注意)

- 通常の通勤(交通)経路及び通勤(交通)方法(徒歩及び交通機関(航空機を除く。))によるものに限る。)により記入する。
- 「通勤(交通)方法の別」欄には、通勤(交通)の順序に従い、徒歩、○●線等の別を記入する。

第2号様式中 「住所氏名電話番号」を「住所氏名電話番号」に、「連帯保証人住所氏名電話番号」を「連帯保証人住所氏名電話番号」に改める。

第3号様式中 「住所氏名電話番号」を「住所氏名電話番号」に、備考2中「貸付けを受ける・受けた者及び連帯保証人」を「連帯保証人」に改める。

連帯保証人住所氏名電話番号」を「連帯保証人住所氏名電話番号」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「㊦」及び備考を削る。
 (香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第19条 香川県個人情報保護条例施行規則(平成17年香川県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6号様式から第10号様式まで、第12号様式、第16号様式から第19号様式まで、第23号様式及び第24号様式の規定中「㊦」を削る。
 (香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則の一部改正)

第20条 香川県立高等学校の授業料等の減免に関する規則(平成18年香川県教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。